

新型コロナウイルス感染症対策河津町保健福祉センター会議室等
使用ガイドライン

令和2年5月25日
河津町健康福祉課

1 対象施設

施設区分	内容（利用人数上限基準：根拠）
保健福祉センター	ふれあいホール（概ね35人：1人4㎡） 教養娯楽室（概ね25人：1人4㎡） 調理実習室（概ね15人：調理台1台3人） 生活指導室（概ね9人：1人4㎡） 相談室（概ね4人：1人4㎡） ボランティア団体室（当面の間使用不可）

2 利用時の約束

基本 = 『全員マスク着用』 + 『基本2mは対人距離を確保』

（利用を控えていただく方）

- 利用者は、当日、自宅などで全員検温していただき、体温が平熱よりも高い方
- 発熱がなくても、風邪の諸症状がある人、体調の悪い人

（活動や行動を避ける内容）

- 会議・練習会・ミーティング及び1箇所に集中しての休憩など、集団が密集する行動
- 利用者相互が接触するような行為（運動・練習方法など）

（利用者の義務）

- 利用前・利用後には換気をし、使用中1時間毎に5分以上の換気
- 利用終了後及び帰宅後、必ず手洗い、うがいの励行
- 組織・団体でも不特定多数の方が利用する場合は、「利用者名簿」を作成し、管理者に求められた場合は提出すること

（保健福祉センター利用時の確認事項）

- 利用者はマスクを原則着用することとしますが、体調や状況に応じて、各自で判断してください。熱中症などにはくれぐれもご注意ください
- 入室時には玄関に設置してあるアルコール消毒薬により手指消毒を行うこと
- 施設利用時に出たごみは利用者にて持ち帰り処分すること
- 利用終了後は備え付けの施設用消毒薬にて利用した箇所、施設の消毒をお願いします

